特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	税の収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、税の収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

評価実施機関名

知多市長

公表日

令和5年9月25日

[平成31年1月 様式2]

請求先

連絡先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	税の収滞納管理に関する事務					
②事務の概要	税の収滞納管理に関する事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、個人住民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の徴収事務を行うものである。市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)個人市民税等に係る収滞納の管理 (2)個人市民税等の滞納者に係る滞納処分					
③システムの名称	収納管理システム、滞納整理システム、番号連携サーバー、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
収納情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	別表第一 項番16、30行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条					
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(要施する] 1)実施する2)実施しない3)未定					
②法令上の根拠	別表第二 項番26、27、28、30、42、80、87、93行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第20条、第21条、第25条、第43条、第44条、第46条					
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署					
①部署	収納課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開え	示∙訂正∙利用停止請求					

総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630

総務部収納課 知多市緑町1番地 0562-36-2637

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			2年7月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評价	西書の種類						
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書								
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1; 2;	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2) 3)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1; 2;	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除	<< 。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1; 2; 3	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1; 2;	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1; 2;	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1; 2;	選択肢>特に力を入れて行っ十分に行っている十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I -5-②所属長の役職名	課長 新美 良夫	課長	事後	
平成31年3月11日	Ⅳ リスク対策	-	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の記載	事後	
令和3年1月8日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年1月8日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和5年9月21日	I -1-③システムの名称	収納管理システム、滞納整理システム	収納管理システム、滞納整理システム、番号連 携サーバー、中間サーバー	事後	